西方位標識	上部を黄、中央部を黒、下部を黄	白	群急せん光（一周期に九つの明間を有し、かつ、九番目の暗間として長暗間を有するものに限る。）	下向き円すい形一個と上向き円すい形一個とを上から順に垂直線上に連掲した形	黒
孤立障害標識	上部を黒、中央部を赤、下部を黒	白	群せん光（一周期が五秒又は十秒のものであって、二つの明間を有するものに限る。）	球形二個を垂直線上に連掲した形	黒
安全水域標識	白及び赤の縦縞	白	等明暗光（一周期が四秒のものに限る。）、長せん光（一周期が十秒のものに限る。）又はモールス符号光（一周期が八秒のものであって、モールス符号のAの信号に係るものに限る。）	球形	赤
特殊標識	黄	黄	単せん光、群せん光（一周期が二十秒のものであって、五つの明間を有するものに限る。）又はモールス符号光（モールス符号のA及びUの信号に係るものを除く。）	X形	黄
緊急沈船標識	黄及び青の縦縞	黄及び青	明暗互光	十字形	黄

備考

一　この表において「左舷標識」とは、航路の左側（水源（別表第一の備考に規定する水源をいう。以下この号において同じ。）に向かって左側をいう。以下この号及び次号において同じ。）の端であること、右側（水源に向かって右側をいう。次号において同じ。）に可航水域があること又は左側に沈没船その他の障害物があることを示す施設をいう。

二　この表において「右舷標識」とは、航路の右側の端であること、左側に可航水域があること又は右側に沈没船その他の障害物があることを示す施設をいう。

三　この表において「北方位標識」とは、北側に可航水域があること、南側に沈没船その他の障害物があること又は北側に航路の出入口、屈曲点、分岐点若しくは合流点があることを示す施設をいう。

四　この表において「東方位標識」とは、東側に可航水域があること、西側に沈没船その他の障害物があること又は東側に航路の出入口、屈曲点、分岐点若しくは合流点があることを示す施設をいう。

五　この表において「南方位標識」とは、南側に可航水域があること、北側に沈没船その他の障害物があること又は南側に航路の出入口、屈曲点、分岐点若しくは合流点があることを示す施設をいう。

六　この表において「西方位標識」とは、西側に可航水域があること、東側に沈没船その他の障害物があること又は西側に航路の出入口、屈曲点、分岐点若しくは合流点があることを示す施設をいう。

七　この表において「孤立障害標識」とは、沈没船その他の障害物が孤立してあることを示す施設をいう。

八　この表において「安全水域標識」とは、航路の中央であること又は周囲に可航水域があることを示す施設をいう。

九　この表において「特殊標識」とは、工事区域、作業区域その他の特別な区域の境界であること又は海洋観測を行う施設その他の特別な施設があることを示す施設をいう。

十　この表において「緊急沈船標識」とは、沈没船があることを示すため、緊急に設置する施設をいう。

別表第三（第十九条第一項第五号ロ(2)及び(6)関係）

区分	標体の塗色	頭標	
		形状	塗色
左舷標識	緑	円筒形	緑
右舷標識	赤	上向き円すい形	赤
北方位標識	上半分を黒、下半分を黄	上向き円すい形二個を垂直線上に連掲した形	黒
東方位標識	上部を黒、中央部を黄、下部を黒	上向き円すい形一個と下向き円すい形一個とを上から順に垂直線上に連掲した形	黒
南方位標識	上半分を黄、下半分を黒	下向き円すい形二個を垂直線上に連掲した形	黒
西方位標識	上部を黄、中央部を黒、下部を黄	下向き円すい形一個と上向き円すい形一個とを上から順に垂直線上に連掲した形	黒
孤立障害標識	上部を黒、中央部を赤、下部を黒	球形二個を垂直線上に連掲した形	黒
安全水域標識	白及び赤の縦縞	球形	赤
特殊標識	黄	X形	黄
緊急沈船標識	黄及び青の縦縞	十字形	黄

備考

この表において「左舷標識」、「右舷標識」、「北方位標識」、「東方位標識」、「南方位標識」、「西方位標識」、「孤立障害標識」、「安全水域標識」、「特殊標識」又は「緊急沈船標識」とは、それぞれ別表第二の備考第一号から第十号までに規定する左舷標識、右舷標識、北方位標識、東方位標識、南方位標識、西方位標識、孤立障害標識、安全水域標識、特殊標識又は緊急沈船標識をいう。

別表第四（第十九条第一項第六号イ及びホ関係）

区分	標体		頭標	
	形状	塗色	形状	塗色
左舷標識	やぐら形又は円筒形	緑	円筒形	緑
右舷標識	やぐら形又は上向き円すい形	赤	上向き円すい形	赤
北方位標識	やぐら形	上半分を黒、下半分を黄	上向き円すい形二個を垂直線上に連掲した形	黒